

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年4月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101053号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200002号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年6月30日から同年10月31日に訂正し、同年6月から同年9月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成2年6月30日から同年10月31日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年6月30日から同年10月31日まで

A社に平成2年10月30日まで勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。会社が保険料を滞納しており、社会保険事務所(当時)から呼び出され、保険料の支払について説明に行ったが、その後会社は倒産した。倒産後は何も厚生年金保険の手続を行っていないため、なぜこのような記録になっているのか分からない。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成2年分給与所得の源泉徴収票に記載されているA社の退職日は平成2年10月30日と記載されていることから、請求者は請求期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は平成2年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとされているところ、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日より後の平成3年2月8日付けで、平成2年10月の定時決定が取り消され、同年6月30日に遡って資格喪失処理が行われたことが確認できる。

また、請求者と同様に、複数の同僚についても平成3年2月8日付けで平成2年10月の定時決定が取り消され、同年6月30日に遡って資格喪失処理が行われたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成2年6月30日に厚生年金保険被保険

者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日を同年10月31日とすることが妥当である。

また、平成2年6月から同年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録におけるA社に係る請求者の同年5月の厚生年金保険被保険者記録から、28万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101209 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200004 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間に係る標準賞与額をそれぞれ同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第 1 欄に掲げる請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第 1 欄に掲げる請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間に係る標準賞与額をそれぞれ同表の第 5 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第 1 欄に掲げる請求期間に係る訂正後の標準賞与額 (上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 2 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 7 月 25 日
② 平成 25 年 12 月 25 日
③ 平成 26 年 7 月 25 日
④ 平成 27 年 12 月 25 日
⑤ 平成 28 年 12 月 23 日
⑥ 平成 29 年 12 月 25 日
⑦ 平成 30 年 12 月 25 日

私が A 社に勤務していた期間に支払われた賞与のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与に係る明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 別表の第 1 欄に掲げる請求期間について、A 社から提出された請求者に係る賃金台帳 (平成

25年度から平成30年度分)及び請求者から提出された請求期間に係る給料支払明細書(賞与及び寸志)(以下「保険料控除関連資料」という。)により、請求者は、同表から、同表の第2欄に掲げる賞与額に基づく標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間の標準賞与額については、上記保険料控除関連資料により確認できる厚生年金保険料控除額から、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 別表の第1欄に掲げる請求期間について、上記保険料控除関連資料により、同表第2欄に掲げる賞与額に基づく標準賞与額は、同表第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間の標準賞与額をそれぞれ同表第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間に係る標準賞与額(上記1の厚生年金保険特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
請求期間	賞与額に基づく標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文訂正による標準賞与額	
①	平成25年7月25日	12万円	10万8,000円	10万8,000円	12万円
②	平成25年12月25日	17万円	14万9,000円	14万9,000円	17万円
③	平成26年7月25日	17万円	14万9,000円	14万9,000円	17万円
④	平成27年12月25日	18万円	15万2,000円	15万2,000円	18万円
⑤	平成28年12月23日	15万円	12万4,000円	12万4,000円	15万円
⑥	平成29年12月25日	15万円	12万3,000円	12万3,000円	15万円
⑦	平成30年12月25日	20万円	16万4,000円	16万4,000円	20万円

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101210 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200005 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 31 年 2 月 1 日から令和元年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 31 年 2 月から令和元年 6 月までの標準報酬月額については、26 万円から 62 万円とする。

平成 31 年 2 月から令和元年 6 月までの訂正後の標準報酬月額は、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 5 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 31 年 2 月 1 日から令和元年 7 月 1 日まで

A 社に勤務している期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の事業主から提出された賃金台帳により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、62 万円であると認められる。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、A 社の事業主から提出された平成 31 年 3 月 27 日 (受付) の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により同年 2 月 1 日において、62 万円から 26 万円と記録されていたところ、当該月額変更届における平成 30 年 11 月から平成 31 年 1 月までの 3 か月に係る各月の支払基礎日数のうち、同年 1 月の支払基礎日数に誤りがあったとして、同社の事業主から当該月額変更を取り消す旨の届出が、請求期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 3 年 8 月 23 日 (受付) にあり、同年 8 月 31 日に行われた当該届出に伴う取消処理により、請求期間における標準報酬月額 (62 万円) については、厚生年金保険法第 75 条本文該当として、保険給付の対象とならない記録となっている。

一方、オンライン記録により、事業主は請求者に係る厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく産前産後休業期間中 (平成 30 年 * 月 * 日から平成 31 年 * 月 * 日まで) の厚生年金

保険料の徴収免除の申出及び厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中（平成 31 年*月*日から令和 3 年*月*日まで）の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

さらに、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要であり、その額は、オンライン記録において確認できる平成 31 年 1 月の標準報酬月額から、62 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101207号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年5月30日から同年6月1日まで

昭和62年5月31日にA社を退職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が同年5月30日と記録されている。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主の回答及び事業主から提出された請求者に係る人事記録により、請求者が請求期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社において、昭和62年中の各月の1日以外の日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者のうち、医師として勤務した者を含む複数の者が、それぞれの厚生年金保険の資格喪失年月日の属する月の末日まで勤務していた旨回答しているものの、これらの者はいずれも、当該資格喪失月の厚生年金保険料が控除されていたか否かは不明と回答しており、給与明細書を保有している者もない。

また、事業主は、請求期間当時の給与や社会保険の担当者は不明である旨回答していることから、A社における請求期間当時の厚生年金保険の被保険者資格喪失に係る手続き及び厚生年金保険料の控除の有無を推認することができない。

さらに、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除した旨回答しているものの、控除を確認できる資料は保有していない旨回答しており、提出された人事記録にも、請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる記載はなく、請求者も給与明細書等の資料を保有しておらず、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていたか否かを確認することができない。

なお、オンライン記録及び事業主から提出された請求者に係る令和3年6月23日付健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の訂正届により、当初昭和62年5月30日と記録されていた請求者のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は、既に同年6月1日に訂正

されているところ、当該訂正届は、請求期間の厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後提出されていることから、請求期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない期間として記録されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。